

鉄道事業法（抄） 昭和61年12月4日法律第92号
平成14年6月19日法律第77号改正

出典 国土交通省鉄道局監修『注解鉄道六法（平成14年版）』第一法規出版

第2章 鉄道事業

（事業改善の命令）

第23条 国土交通大臣は、鉄道事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

3 鉄道施設に関する工事の実施方法、鉄道施設若しくは車両または列車の運転に関し改善措置を講ずること。

6 旅客または貨物の安全かつ円滑な輸送を確保するための措置を講ずること。

第7章 罰則

第71条 次の各号の一に該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

7 第22条の2第3項又は第23条第1項（第38条及び第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第74条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第67条から第72条までの違反行為（第70条の違反行為を除く。）をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。